

2022年9月6日

高齢者施設、介護保険サービス事業所 各位

町田市いきいき生活部 介護保険課

高齢者施設、介護保険サービス事業所等における新型コロナウイルス陽性者発生時の報告等の運用変更について

日頃から、高齢者施策にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

これまで、陽性者が発生した事業所様には、陽性者発生の都度、「新型コロナウイルス感染者報告書」を提出いただいております。

この度の感染急拡大に伴い、速やかな対応をするため、感染者報告書の提出タイミングと様式を見直すことといたしました。ご理解、ご協力をお願いいたします。

【担当】

町田市いきいき生活部介護保険課 感染者報告担当

〒194-8520 町田市森野2丁目2-22

TEL : 042-724-4366 FAX : 050-3101-6664

Mail : ikiiki050@city.machida.tokyo.jp

1 変更の概要

項番	項目	変更前	変更後
1	提出タイミングの変更	①陽性者発生の都度、感染者報告書を提出	①原則として、「 <u>初報</u> 」「 <u>終報</u> 」のタイミングで感染者報告書を提出。 ②但し、 <u>陽性者数が30人以上</u> となった場合に、「 <u>中間報</u> 」として感染者報告書を提出 ③終報は、 <u>終息後（注1）</u> に、感染者報告書を提出
2	「新型コロナウイルス感染者報告書」様式の変更（項目追加）	(ver2)	Ver3 ①基本情報項目の追加（発生日、職員数、利用者数等） ②詳細情報項目の追加（終息時点の陽性者数、死亡者数等）
3	死亡者発生報告（新規）	—	死亡者が発生した場合は、 <u>随時、保健所に電話報告</u> 保健予防課：042-724-4239
4	「事故報告書」の様式変更	①個人単位での報告	①新型コロナウイルス対応については、「別表」を添付することにより、 <u>複数人をまとめて報告</u>
5	施設調査判断フロー	—	①保健所から、別添のフローに沿って、対応いただくよう依頼がありました。

（注1）終息日：①最終陽性者発症日（無症状の場合は、検体採取日）から14日間経過し、②その間、新規発生がない場合をいいます。終息日は、14日目満了時点となります。

（例）最終陽性者発症日：8/1 →（新規発生なし）→終息日：8/15

提出いただく報告書は、次の2つで、変更はありません。

- ・「(町田市) 新型コロナウイルス感染者報告書」について→【至急報告】
- ・「事故報告書」の提出について →【1の報告書提出後、速やかに報告】

2 「新型コロナウイルス感染者報告書」について ※変更あり

様式、記載方法を変更しています。詳しくは、様式ファイル内の記載例をご確認ください。

この報告書は、保健所保健予防課と情報共有します。

陽性者対応の中で、保健所から、別途、陽性者一覧、行動記録、配置図等の提出依頼があった場合は、速やかに対応をお願いいたします。

(1) 提出タイミングと報告の単位 ※変更あり

この見直しにより、多くの場合は、初報と終報のみの報告になります。

項番	区分	説明
1	初報	初発者と、報告時点で把握している陽性者数等の状況を報告してください。(初報については、変更なし)
2	中間報	<u>陽性者が30人以上となった場合に</u> 、陽性者の発生状況を中間報として報告してください。
3	終報	①最終陽性者発症日(無症状の場合は、検体採取日)から14日間経過し、②その間、新規発生がない場合は、終報として、最終的な陽性者数等を報告

(2) 提出方法、提出先

電子メールで「町田市役所 介護保険課 感染者報告担当」と「町田市保健所保健予防課」宛に提出してください。

宛先：介護保険課	ikiiki050@city.machida.tokyo.jp
同報(CC)：保健予防課	hoken030@city.machida.tokyo.jp

(3) 提出期限

初報については、完成次第、至急ご提出ください。(原則)

※陽性者氏名等の個人情報については記載しないようご注意ください。

※こちらから電話で詳しいお話を伺う場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

3 死亡者発生報告 ※新規

死亡者が発生した場合は、お手数ですが、保健予防課(042-724-4239)に、随時、電話報告をお願いいたします。

4 「事故報告書」の提出について

この報告書は、介護サービス事業所のみ提出が必要です。

※「住宅型有料老人ホーム」や、介護サービス事業所の指定を受けない一般の「サービス付き高齢者向け住宅」等の場合は、提出不要です。

(1) 報告の単位 ※変更あり

新型コロナウイルス対応については、「別表」を添付することにより、複数人をまとめて報告いただけるようになりました。

(2) 提出方法、提出先

郵送 又は 窓口(町田市介護保険課給付係)にて提出をお願いいたします。

※陽性者氏名等の個人情報を含むため、メールでの提出はできません。

(3) 提出期限

「(町田市) 新型コロナウイルス感染者報告書」の提出を優先し、その後、事故報告書を速やかにご提出ください。

5 現在、作成中の感染者報告書等の取り扱いについて

既に、作成が完了した報告書については、原則として、提出をお願いいたしません。また、現在、作成中の報告書については、提出は不要です。中間報又は終報のタイミングにて提出をお願いいたします。

中間報又は終報については、新しい様式(Ver3)にて提出をお願いいたします。

6 今後の運用変更について

陽性者の発生状況に応じて、再び、感染者報告書の提出タイミングを見直す場合は、改めてご案内いたします。